

令和2年第1回臨時会会議録

令和2年6月8日

柏羽藤環境事業組合

令和2年柏羽藤環境事業組合議会

第1回臨時会議事日程

令和2年6月8日
午後1時30分開議

- 日程第1 議員の異動報告について
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程追加 副議長の辞職許可について
- 日程追加 副議長の選挙について
- 日程第5 報告第1号 専決処分報告について
損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第6 報告第2号 専決処分報告について
令和元年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第5号 工事請負契約締結の件について
- 日程第8 議案第6号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めるについて

13時30分～13時58分

出席議員

1番 河井 計実 君	2番瀬川 覚 君	3番 渡辺 真千 君
4番 竹本 真琴 君	5番 大木 留美 君	6番 田中 秀昭 君
7番 片山 敬子 君	8番 岡本 光 君	9番 花川 雅昭 君
10番 松村 尚子 君	11番 岸野 友美子 君	12番 寺田 悅久 君
13番 畑 謙太朗 君	14番 笠原 由美子 君	15番 鶴田 将良 君

説明の為、出席した者の職氏名

管理者 北川 嗣雄 副管理者 富宅 正浩 副管理者 岡田 一樹
会計管理者 明神 亜里 事務局長 八幡 公一郎
事務局次長兼総務課長 門谷 陽介 クリーンセンター所長 岸 靖久

事務局出席者

端山 雅之

会議録署名議員

3番 渡辺 真千 君 4番 竹本 真琴 君

議長（畠謙太朗君）

ただ今から令和2年柏羽藤環境事業組合議会第1回臨時会を開会致します。

臨時会の開会にあたり管理者よりご挨拶をお受けすることに致します。

北川管理者。

管理者（北川嗣雄君）

管理者の北川でございます。まずは本日、令和2年の柏羽藤環境事業組合第1回の臨時会の開催を頂きまして誠にありがとうございます。平素から畠議長始め組合議員におかれましては、当施設に対しましては格別の深い思いを持って頂いて、ご協力を頂いておりますことに心から感謝を申し上げる次第であります。どうぞ今後ともよろしくご指導をお願いを致します。

今日、随分暑い一日になっておりますが緊急事態宣言が解除され、ようやくこの関西にも、また大阪にも少し収束の兆しが見えておりますものの、しかしながら今、第2次の感染ということで非常に大きく取り上げられておりますし、私共三市におきましても、しっかりと現状を認識をしながらこのコロナ対策については、きめ細やかな展開をこれからもとつて参りたいという風に思っておりますので、どうかよろしくお願いを致します。

では本日それぞれの案件をお願いをしておりますが、どうかよろしくご審議を頂きまして、ご決定を頂きますようにお願いを申し上げまして、簡単措辞ではありますけれども、挨拶とさせて頂きます。本日は誠にありがとうございます。

議長（畠謙太朗君）

次に日程第1、議員の異動報告について、事務局長に報告させます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。それではご報告申し上げます。提出資料及び議案書の1ページをお開き願います。藤井寺市議会の役員改選によりまして当組合議員に異動がございましたので、ご報告申し上げます。選出年月日は令和2年5月22日でござい

ます。新しく就任して頂きましたのは片山敬子議員、退任されましたのは伊藤政一議員でございます。以上でございます。

議長（畠謙太朗君）

続きまして日程第2、議席の指定をおこないます。

今回、藤井寺市議会の役員改選に伴いまして、藤井寺市の選出議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定致します。

河井計実議員は1番、瀬川覚議員は2番、片山敬子議員は7番、岡本光議員は8番、私、畠謙太朗議員は13番と致します。

続きまして日程第3、会議録署名議員の指名をおこないたいと思います。

会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において、3番渡辺真千議員及び4番竹本真琴議員を指名致します。

続きまして日程第4、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

今期臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（畠謙太朗君）

ご異議なしと認めます。

よって今期臨時会は、本日1日間と決定致しました。

昨日、副議長松村尚子議員から副議長の辞職願いが提出されましたので、ここで副議長の辞職許可を日程に追加し、議題と致したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（畠謙太朗君）

ご異議なしと認めます。

よって副議長の辞職許可を日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長の辞職許可を議題と致します。

松村尚子議員の除斥を求めます。

（除斥）

議長（畠謙太朗君）

副議長松村尚子議員から副議長の辞職願いが提出されております。その辞職願を事務局に朗読させます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

それでは読み上げさせて頂きます。

辞職願、私儀今般一身上の都合により柏羽藤環境事業組合議会副議長の職を辞したいので、議会の許可が得られますようお取り計らい願います。令和2年6月7日、柏羽藤環境事業組合議會議長様。柏羽藤環境事業組合議会副議長、松村尚子。以上でございます。

議長（畠謙太朗君）

お諮り致します。

松村尚子議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（畠謙太朗君）

ご異議なしと認めます。

よって松村尚子議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

松村尚子議員の除斥を解きます。

続きまして、副議長の選挙を日程に追加し議題と致したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（畠謙太朗君）

ご異議なしと認めます。

よって副議長の選挙を日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長の選挙を行います。

暫時休憩と致します。

(休 憩) 13:36
(再 開) 13:38

議長（畠謙太朗君）

休憩前に引き続き会議を再開致します。

副議長の選挙をおこないます。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（畠謙太朗君）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によるものと決しました。

お諮り致します。

指名の方法につきましては、議長から指名をさせて頂きたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（畠謙太朗君）

ご異議なしと認めます。

よって議長において指名することに決しました。

副議長に竹本真琴議員を指名致します。

お諮り致します。

ただ今、議長において指名致しました竹本真琴議員を副議長の当選人として
定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（畠謙太朗君）

ご異議なしと認めます。

よってただ今指名致しました竹本真琴議員が副議長に当選されました。

続きまして日程第5、報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

それでは日程第5、報告第1号についてご説明申し上げます。議案書の3ページをお開き願います。

報告第1号専決処分報告について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙の通り専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。令和2年6月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。

専決処分の内容につきましては、次の5ページの専決処分書に記載してございますので、よろしくお願ひ致します。

処分事項は損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。令和2年3月16日月曜日、午前11時10分頃、当組合の職員がこの敷地内におきまして、焼却炉の部材を台車に載せて運搬しておりました所、およそ150キロ程の重さがございまして、そのせいかバランスを崩し駐車中の車のバンパーに接触し、損傷した事故につきまして令和2年4月14日に専決をさせて頂きました内容を報告し、承認を求めるものでございます。

賠償の相手方は藤井寺市在住の方で賠償額は6万533円でございます。賠償につきましては全国市長会の物損の保険を適用させて頂きました。今後は台車で物を運ぶ時は積載量を減らし、また1人作業は避け駐車場を通過する際は出来るだけ車から離れた所を通るよう指導しております。ご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんでした。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（畠謙太朗君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
笠原議員。

笠原由美子君

はい。では質問致します。今ご説明頂きましたので大枠良く分かりました。まあ焼却炉の部材を台車に載せていましたということであります。約150キロ位と、この150キロというのは台車においては適切な量なのか、重さなのかということを一つ確認をしたいという風に思います。もう一つはこの作業はお一人でされていたのか、それともそういうことをお互いに確認できるように2人とか複数で作業していたのか、その点をお聞かせ下さい。

議長（畠謙太朗君）
八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

まず、150キロという重さについてでございますが、150キロと言いますと1人でコントロールするにはかなり難しい重さでございますので、やはり分割をするか、もしくはフォークリフト等の機械を用いるか、もしくはご指摘の通り今回は1人作業でございましたが、複数名で作業にあたるということが必要だったかと思われます。配慮不足で申し訳ございませんでした。

今後につきましては、先程も申し上げましたように1人作業を避けるように、それと重量についても重すぎないようにということで、フォークリフトやそういったハンドリフト、他の機材もございますので、まあ台車によらず重い場合はそういったものを利用すると、そういった指示はしております。どうも申し訳ございませんでした。

議長（畠謙太朗君）
はい。笠原議員。

笠原由美子君

はい。ご答弁を聞きまして良く解りました。これはきっと良くも悪くも悪い習慣がなされた結果だなという風に実は思います。150キロ位ならなんとかなるかなと、又普段もやっているのでなんとかなるかなという、この所にミスがあったのだという風に思いますので、今あの八幡さんが言われたようにきちっとした対応で、ここはあたって頂くことを要望致します。以上です。

議長（畠謙太朗君）

他に質疑はございませんか。

瀬川議員。

瀬川覚君

今の件ですけれども、何か規定ないしはマニュアル等は定められていたのでしょうか、或いは今回のことできちんと定めるということになったのでしょうか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（畠謙太朗君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。ただ今ご質問の作業マニュアルにつきましては、この運搬については定めはございませんでした。先程、私以後はこういう風に作業にあたるようにということで、職制を通じて所長からも係員皆に通達はさせて頂いておりますけれども、マニュアルという形には今の所しておりませんので、今後そういうものをきちっと整備するように検討致したいと思います。以上でございます。

議長（畠謙太朗君）
よろしいですか。

瀬川覚君
はい。

議長（畠謙太朗君）
他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、質疑を終結致します。
お諮り致します。
本件につきましては、これを承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（畠謙太朗君）
ご異議なしと認めます。
よって報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告につきましては、これを承認することに決しました。
続きまして日程第6、報告第2号、令和元年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号の専決処分報告についてを議題と致します。
理事者の説明を求めます。
門谷事務局次長。

事務局次長兼総務課長（門谷陽介君）

はい。それでは報告第2号、専決処分報告についてご説明申し上げます。議案書の5ページをお開き願います。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号を、令和2年3月31日に専決処分致しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。令和2年6月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。

恐れ入ります。次のページに専決処分書を添付してございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、専決処分事項の令和元年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。補正予算第3号の5ページをお開き願います。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の補正額は、5,478万4千円を減額するもので、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ28億9,876万9千円とするものでございます。補正内容につきましては6ページ、7ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載させて頂いております。

恐れ入ります。16ページ、17ページをお開き願います。款3衛生費、項1清掃費、目1し尿処理費では補正額5,460万円減額させて頂いております。節13委託料で930万円の減額、既設放流管撤去施工監理業務委託料を更正させて頂いております。節15工事請負費で4,530万円の減額、既設放流管撤去工事を更正させて頂いております。どちらも変更契約を致しました契約の差額でございます。

この契約変更につきまして説明をさせて頂きます。芝山衛生センターの既設放流管は、し尿処理を行った処理水を長瀬川に放流する為、平成16年度まで使用しておりましたが、平成17年度から下水放流に変わりました。その後は、利用されずに河川区域内に既設放流管は存在しておりました。

しかし、平成28年、29年度に柏原市さんの上水道管の布設替え工事がありましたので、近接する既設放流管も同時に一部撤去して頂きましたが、残りの既設放流管については、大和川河川事務所から撤去するように要請を受けておりましたので、事前の調査におきまして、柏原市さんの上水道管を吊り防護したうえで、水道管の下にある旧放流管を撤去する予定でございました。

ところが実際の現場では事前調査よりも両方の管の近接、若しくは交差の状況が厳しく、水道管の安全を吊り防護だけでは確保できないということで、万が一、市民に迷惑をかけてはいけませんので、施工を断念した部分があったという事でございます。

その部分につきましては、今後も柏原市さんと大和川河川事務所さんとも協

議をしながら、後年度において改めて施工する予定でございます。

次に、目2ごみ処理費では補正額18万4千円減額させて頂いております。節19負担金補助及び交付金で同額を更正させて頂いております。これは、大阪湾広域臨海環境整備事業負担金の事業費最終確定に伴い、18万4千円を減額するものでございます。

恐れ入ります。14ページ、15ページにお戻り願います。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1関係市分担金、5,458万4千円の減額でございます。尚、説明欄に構成三市毎の分担金の内訳を記載しております。

次に款7組合債、項1組合債、目1清掃債、節9フェニックス整備事業債、先程、ごみ処理費の負担金補助及び交付金ところで申し上げました事業費確定に伴い、組合債も20万円減額するものでございます。

続きまして、再度8ページ、9ページへお戻り願います。第2表、地方債の補正につきましては、フェニックス整備事業債の限度額を80万円に変更させて頂いております。

以上が令和元年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号の内容でございます。よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（畠謙太朗君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑を終結致します。

お諮り致します。

本件につきましては、これを承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（畠謙太朗君）

ご異議なしと認めます。

よって報告第2号、令和元年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第3号

の専決処分報告につきましては、これを承認することに決しました。

続きまして日程第7、議案第5号、工事請負契約締結の件についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長。

事務局次長兼総務課長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程頂きました議案第5号についてご説明申し上げます。議案書の7ページをお願い申し上げます。

議案第5号、工事請負契約締結の件について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。令和2年6月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。

契約の目的、粗大ごみ処理選別装置更新工事。契約の方法、随意契約。契約金額、1億8,425万円。契約の相手方、大阪府大阪市北区曾根崎2丁目12番7号、川崎重工業株式会社関西支社支社長、河合宗一。

工事の内容でございますが、当施設に搬入されました不燃粗大ごみを破碎設備で粉碎後、選別装置へと搬送され、アルミ、鉄、可燃物に分別する為の粗大ごみ処理設備のアルミ選別機及び磁選機が、設置後27年が経過し振動による傷みや摩耗等が激しく、選別の性能低下が著しいことから更新工事を行うものでございます。

次のページ以降に見積調書、粗大ごみ処理施設系統図、粗大ごみ処理選別装置更新工事施工範囲図を添付してございますので、ご参照頂きますようお願い申し上げます。

尚、本件の工期は、令和3年3月31日までを予定しております。以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（畠謙太朗君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

笠原議員。

笠原由美子君

はい。ご説明ありがとうございました。27年も経っています粗大ごみの処理選別装置の更新工事ということですので、これはもう当たり前のものだと思います。又、更新工事ですので1社での見積りというのも、これも理解出来ます。

それでご質問したいのは8ページの所で徴取日が令和2年の5月1日で、本日に至るまでの間で1回目が2億1,590万円で、2回目が1億8,300万円、今回が3回目というか2回目になりますけれど、まあ回数から言いますと3回目ですよね、3回目で1億6,750万円で消費税を入れて1億8,425万円ということあります。1社の見積りであって、また27年経っているとはいえ同じ会社で同じようにお願いをするという中で、まあ最初から比べると約5,000万円の差額がちゃんと出ている訳で、この間この5,000万円の差額というのは、もう少し回数の少ない所で決着をつけることはなく、3回位やっていかないとどうにもならなかつたのかなというのが素朴な疑問として質問したいと思います。

議長（畠謙太朗君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

まずは1社随契ということに関しましては、今議員からご指摘ありましたように、これは粗大ごみ処理設備の中心的な部分でありますので、設置されたプラントメーカーさん以外では施工は不可能ということで、まあ1社随契ということでその点についてはご指摘の通りでございます。

ただその見積額につきましては当初から契約に至るまでに相当な減額があるということで、これにつきましては1社随契であるからこそ、やっぱり私共スタッフは出来るだけ価格交渉につきましては粘り強く、まあ一度交渉の結果再見積りが出たからといって、諦めずに再度また交渉ということで重ねて参りますので、もう相手方がこれ以上の見積りは出せないという所まではお話をさせて頂くということで、まあ再見積りが2回になったり3回になったりというこ

とがございます。

ただこの妥当性につきましては1社随契ということで、相当やっぱり難しいものがございますので、予算計上させて頂く既にその段階で、私共契約しておりますコンサルタント業者に、まあ見積り自体はやっぱりプラントメーカーからでしか出来ないんですけれども、その見積りの内容について不審な点が無いかということで、コンサルタント業者に精査をして頂いておりまして、その時点でも過大な積算ではないという見解は頂いております。そして契約時には申し上げましたようにさらに交渉を重ねまして、予算要求時よりも減額をして契約をしているということでございます。以上でございます。

議長（畠謙太朗君）

よろしいですか。

笠原由美子君

はい。解りました結構です。

議長（畠謙太朗君）

他に質疑はございませんか。

質疑を終結致します。

お諮り致します。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（畠謙太朗君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号、工事請負契約締結の件につきましては原案どおり可決することに決しました。

続きまして日程第8、議案第6号、公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。それではただ今上程頂きました議案第6号についてご説明申し上げます。お手持ちの議案書の11ページをお開き願います。議案第6号、公平委員の選任につき同意を求めるについて、公平委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。令和2年6月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。

お名前は國下博さんでございます。生年月日及び住所は記載の通りでございまして、現在67歳、藤井寺市にお住まいです。略歴につきましても記載をさせて頂いておりますが、平成8年から藤井寺市の公平委員をされております。そして平成28年度からは藤井寺市の公平委員会委員長をされております。

当組合の公平委員さんにつきましては、構成市の公平委員会の委員長にお願いをすることが慣例でございますので、藤井寺市の公平委員会の委員長に就任されました平成28年から当組合の公平委員を國下博さんにして頂いております。この度任期の満了を迎えますので、改めて選任をお願いするものでございます。どうぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（畠謙太朗君）

お諮り致します。

ただ今議題となっております、公平委員会の委員の選任につき同意を求ることにつきましては、これに同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（畠謙太朗君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第6号、公平委員会の委員の選任につき同意を求めることがあります、これに同意することに決しました。

これにて議会に付議された案件の審議は全て終了致しました。よって令和2年柏羽藤環境事業組合議会第1回臨時会を閉会致します。

柏羽藤環境事業組合議会

議長 畑 謙太郎

會議録署名議員

3番 渡辺真千

4番 竹本 真琴